

第三百三十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

平成八年四月九日(火曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 松前 仰君

理事 鈴木 宗男君

理事 松岡 利勝君

理事 初村謙一郎君

理事 田中 恒利君

理事 荒井 広幸君

理事 岸本 光造君

理事 七条 明君

理事 浜田 靖一君

理事 松下 忠洋君

理事 山本 公一君

理事 榊床 伸二君

理事 畑 英次郎君

理事 矢上 雅義君

理事 山田 正彦君

理事 永井 哲男君

理事 小沢 鋭仁君

理事 藤田 スミ君

理事 農林水産大臣 大原 一三君

理事 出席政府委員 農林水産大臣官房長 高木 勇樹君

理事 農林水産技術会議事務局長 山本 徹君

理事 林野庁長官 入澤 肇君

委員外の出席者 労働大臣官房審議官 吉免 光顯君

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

四月五日

辞任 木幡 弘道君

補欠選任 東 順治君

同日

辞任 東 順治君

補欠選任 木幡 弘道君

同日

辞任 木幡 弘道君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 石橋 大吉君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

同日

辞任 榊床 伸二君

補欠選任 榊床 伸二君

普及事業の充実強化に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一五〇七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)

林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出第四六号)

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出第四七号)

○松前委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣大原一三君。

○大原国務大臣 たいだいまお話のございました生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年、政府研究開発投資の充実により我が国における基礎研究を抜本的に強化し、科学技術創造立国を目指すことが、喫緊の政策課題として求められており、昨年十一月には科学技術基本法の制定を見たところであります。

このような状況を背景として、農林水産業、食品産業等の分野においても、基礎研究の強化により、新技術及び新分野の創出を促進し、生産性の向上、新製品の開発等を通じて農林水産業の総生産の増大及び体質の強化、農林漁家の所得の向上、農山漁村の活性化、さらには地球規模での食糧・環境問題への取り組み等を図ることが強く期待されております。

以上の情勢に対処するため、生物系特定産業技術研究推進機構に、農林水産業、食品産業等の基礎的試験研究の実施に関する業務を行わせることとし、生物系特定産業技術の高度化を図ることと、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、機構の目的に、生物系特定産業技術に

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業労働力の確保の促進に関する法律案

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案

(本号末尾に掲載)

四月九日

地域農業の再建と食糧自給率の向上、農業改良

食糧自給率を高める政策に関する請願(橋本太郎君紹介)(第一〇九三号)

三月二十七日

内閣提出第四七号

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案

林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出第四五号)

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

農林労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出第四五号)

農林水産大臣官房長 高木 勇樹君

農林水産技術会議事務局長 山本 徹君

林野庁長官 入澤 肇君

関する基礎的試験研究の業務を行うことを追加し、従来から行っている民間における生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務と相まって、生物系特定産業技術の高度化を推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することを目的とするものとしております。

第二に、機構の業務として、生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究を行うこと等を追加することとしております。

第三に、機構は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従って、基礎的研究業務の一部を委託することができるとしております。

続きまして、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給を初めとして、森林の有する国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮の増進など国民経済の発展と国民生活の向上に大きな役割を果たしております。

一方、近年の我が国林業を取り巻く環境は、国産材価格の低迷、伐出経費等の経営コストの増大等により一段と厳しいものとなっており、林業生産活動の停滞、森林整備水準の低下等が懸念されていることから、林業の健全な発展を図っていくため、地域の林業を担うべき者を育成することが急務となっております。

このような状況を踏まえて、林業経営基盤の強化を促進するため、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法について所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、林業改善資金助成法の改正であります。林業経営の改善を促進するため、林業改善資金の新たな貸付金の種類として、新林業部門導入資

金を創設することとしております。この資金は、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金とすることとしております。

第二に、林業等振興資金融通暫定措置法の改正であります。

同法の題名を林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に改め、都道府県の基本構想において育成すべき林業経営の目標等を明確にするとともに、林業を営む者がこの基本構想に即して作成する林業経営改善計画を都道府県知事が認定することとしております。

この林業経営改善計画の認定を受けた者を、地域の林業を担うべき者として法的に位置づけるとともに、当該林業者に対する支援措置について、林業経営基盤の強化を促進する観点から拡充することとし、農林漁業金融公庫資金のうち森林の取得に必要な資金及び林業改善資金のうち新林業部門導入資金について、それぞれ償還期限の延長等を行うとともに、認定を受けた林業経営改善計画に従って林業経営の規模を拡大した場合に、課税の特例措置を講ずることとしております。

続きまして、林業労働力の確保の促進に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給を初めとして、森林の有する国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮の増進など国民経済の発展と国民生活の向上に大きな役割を果たしております。

一方、近年の我が国林業を取り巻く環境は、先ほど申し上げましたように、国産材価格の低迷、山村地域の過疎化、高齢化の進行等により一段と厳しいものとなっており、林業労働者が減少するとともに、森林組合、素材生産業者等の森林施業を担う事業主の経営が脆弱化していることから、林業の健全な発展を図っていくため、林業労働力の確保が急務となっております。

このような状況を踏まえて、林業労働力の確保の促進を図るため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本方針等の策定であります。農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向等を明らかにする基本方針を策定することとし、都道府県知事は、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する方針等を明らかにする基本計画を策定することができるとしております。

第二に、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む事業主の計画に対する認定制度であります。事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとし、このような認定事業主に対し、林業改善資金の貸し付けの特例、課税の特例等の支援措置を講ずることとしております。

第三に、林業労働力確保支援センターの指定であります。都道府県知事は、認定事業主の委託に基づき林業労働者の募集、新たに林業に就業しようとする者等に対する林業就業促進資金の貸し付け等林業労働力の確保のための支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センターとして指定することができることとしております。

第四に、雇用管理者の選任等であります。事業主は、事業所ごとに雇用に関する事項を管理する雇用管理者を選任するように努めるとともに、雇入れ時に、林業労働者に対し雇用に関する文書を交付するように努めることとしております。最後に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

我が国木材産産業をめぐる情勢は、製品輸入の増大、木材価格の低迷等により一段と厳しいものとなっており、大規模化によるコストの低減を図ることが急務であります。しかしながら、一般に森林所有者等からの木材の供給は小規模かつ分散的であり、木材製造業の事業規模の拡大を図るには、木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保する必要があると見られます。また、地域によっては、戦後植林された人工林が充実期を迎えつつあり、その森林資源を木材として適切に供給することができるようしていくことが重要であります。

このような状況を踏まえて、森林所有者等から木材製造業者等への木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業者等の一体的な発展に資するため、森林資源の状況から見て林業の利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事による指定地域の指定であります。都道府県知事は、その地域における森林の林齢その他の森林資源の状況から見て林業の利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること等の要件に該当する地域を、指定地域として指定することができることとしております。

第二に、木材製造業者等と森林所有者等が共同して作成する事業計画に対する認定制度であります。指定地域内に事業所を有する木材製造業者等と当該指定地域内の森林の森林所有者等は、共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとしております。

第三に、認定を受けた事業計画に従って行う措置についての関係法律の特例措置であります。事業計画の認定を受けた者が事業計画に従って行う立木の伐採、林地の開発行為及び保安林における

伐採についての森林法の適用の特例措置等並びに森林組合等の事業の員外利用についての森林組合の特例措置を講ずることとしております。

第四に、国有林野事業における配慮であり、国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業における木材の供給について適切な配慮をすることとしております。

第五に、木材安定供給確保支援法人の指定であります。農林水産大臣は、認定された事業計画に基づく木材の買い受けに係る債務の保証、木材の生産または流通に関する情報の提供等木材の安定供給の確保のための支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、全国に一を限り、木材安定供給確保支援法人として指定することができるとしております。

以上が、これら四法案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、これら四法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○松前委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

この際、休憩いたします。

午前九時五十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律

生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

日次中「第二十九条・第三十条」を「第二十九条・第三十条」に改める。

第一条第一項中「業務」の下に「及び生物系特定

産業技術に関する基礎的試験研究の業務」を加える。

第五条第二項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十九条第一項第一号から第七号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)及び民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に係る同項第十一号に掲げる業務(以下「民間研究促進業務」という。)

二 第二十九条第一項第八号及び第九号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)並びに生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究に係る同項第十一号に掲げる業務(以下「基礎的研究業務」という。)

三 第二十九条第二項に規定する業務(以下「農業機械化促進業務」という。)

第五条第四項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務又は農業機械化促進業務」に改める。

第七条第一項中「第二十九条第二項に規定する業務」を「基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改める。

第十一条第三項中「第二十九条第一項に規定する業務及び同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改める。

第十三条第一項第三号中「に関する試験研究の促進を」の高度化に改める。

第二十九条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第十一号に改め、同条の次に次の一条を加える。(業務の委託)

第二十九条の二 機構は、主務大臣の認可を受け定める基準に従つて、前条第一項第八号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第三十一条中「次の各号に掲げる業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改め、各号を削る。

第三十四条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第四十四条第二項中「民間研究促進業務に係る出資」の下に、「基礎的研究業務に係る出資」を加える。

第四十五条第一項中「民間研究促進業務に係る各出資者に対し」の下に、「基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する額を基礎的研究業務に係る各出資者に対し」を加え、同条第二項中規定により「の下に」基礎的研究業務又は「を加える。

第四十六条第三項及び第四項並びに第四十七条第一項第二号から第五号までの規定中「民間研究促進業務」の下に「又は基礎的研究業務」を加える。

第四十八条及び第四十九条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律による改正後の生物系特定産業技術研究推進機構法第三十四条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法の一部改正

第四条 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十九条第二項に規定する業務」を「及び農業機械化促進業務」に、「第二十九条第二項に規定する業務及び」を、「農業機械化促進業務及び」に、「同条第二項中、農業機械化促進業務」とあるのは、「を」同条第二項中「又は農業機械化促進業務」とあるのは、「」に改める。

理由

農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術の高度化を推進するため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該技術に関する基礎的試験研究の業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律

(林業改善資金助成法の一部改正)  
第一条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「方式」の下に「を」を導入し、新たな林業部門の経営を開始し、を、「林業生産高度化資金」の下に、「新林業部門導入資金」を加える。

第二条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「新林業部門導入資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方法を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

「林業生産高度化資金」の下に、「新林業部門導入資金」を加える。

第八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門導入資金をもつて森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

(林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正)  
第二条 林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法

第一条中「林業経営の改善を」を「育成すべき林業経営の経営基盤の強化」に改める。

第二条第一項中「林業経営の改善を」を「林業経営基盤の強化」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(基本構想)

第二条の二 都道府県知事は、基本方針に即し、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 林業経営基盤の強化に関する目標  
二 林業経営の規模、生産方式等に関する林業経営の類型ごとの指標

三 木材の生産及び流通の合理化に関する目標

3 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三条第一項中「林業を」を「前条第四項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を」に改め、「当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する」を削り、同条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「林業経営を改善するために」を「前号の目標を達成するために」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に関する目標

第三条第三項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したを」が基本構想に照らし適切ならに改め、同項第三号中「若しくは第二項又は第六条第一項第一号を」第二項若しくは第三項、第六条第一項第一号又は第九条第一項に改める。

第四条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に、「第二条の二第四項の規定により基本構想を公表した場合には」を加え、同条第四項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したを」が基本構想に照らし適切ならに改める。

第五条第一項及び第二項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改め、同条第三項中「前二項を」前二項に、「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置(森林(森林とする土地を含む。)の取得についての措置であつて林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。)を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の三に掲げるものの貸付けを行う場合における貸

付金の償還期限(据置期間を含む。)及び据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、それぞれ三十五年以内及び二十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

第六条第一項第一号中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

第七条第七項の表第四号第六項の項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

第九条中「第四条第二項第二号に掲げる法人との共同の申請に基づき同項の認定を受けた素材生産業者を営む者」を「第三条第一項の認定を受けた者であつて当該認定に係る林業経営改善計画に従つて林業経営の規模を拡大したものに」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(林業改善資金助成法の特例)  
第九条 林業改善資金助成法第二条第二項の新林業部門導入資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の借主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正に  
伴う経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の林業等振興資金融通暫定措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第四条

第一項若しくは第二項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例により認定を行うことができる。

第三条 この法律の施行前に旧法第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者(前条の規定により従前の例によることとされる認定を受けた者を含む)は、第二条の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者とみなす。

(農林漁業信用基金法の一部改正)  
第四条 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改め、同条第二項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

(地方自治法等の一部改正)  
第五条 次に掲げる法律の規定中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第三第一号(八十三の一)

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三條の十四第六項

三 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)附則第二十八項及び第三十項

四 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第七十八條の四第三項第二号

五 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)附則第五條の五

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)

第六條 林業労働力の確保の促進に関する法律  
(平成八年法律第 号)の一部を次のように  
改正する。

第七條第一項中「第二條第二項」を「第二條第  
三項」に改める。  
附則第四條中「第二條第三項」を「第二條第四  
項」に改める。

理由

最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかん  
がみ、林業経営基盤の強化を促進するため、林業  
改善資金制度について新林業部門導入資金を設け  
るほか、育成すべき林業経営の目標を達成するた  
め計画的に林業経営の改善を図ろうとする者に対  
し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例  
を設ける等の必要がある。これが、この法律案を  
提出する理由である。

林業労働力の確保の促進に関する法律案  
林業労働力の確保の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一條、第二條)
- 第二章 基本方針及び基本計画(第三條、第四  
條)
- 第三章 事業主の改善措置(第五條、第十條)
- 第四章 林業労働力確保支援センター(第十一  
條、第二十九條)
- 第五章 雇用管理者等(第三十條、第三十一條)
- 第六章 罰則(第三十二條、第三十五條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、林業労働力の確保を促進す  
るため、事業主が一体的に行う雇管理の改善  
及び事業の合理化を促進するための措置並びに  
新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑  
化のための措置を講じ、もって林業の健全な発  
展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを

目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「林業労働者」とは、造  
林、保育、伐採その他の森林における施業(以  
下「森林施業」という。)に従事する労働者をい  
う。

2 この法律において「事業主」とは、林業労働者  
を雇用して森林施業を行う者であつて、次の各  
号のいずれかに該当するものをいう。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森  
林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四  
十九号)第二條第二項に規定する森林所有者  
をいう。)の組織する団体

二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者

三 前号に掲げる者の組織する団体

四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準  
ずる者として政令で定めるもの

第二章 基本方針及び基本計画  
(基本方針)

第三條 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働  
力の確保の促進に関する基本方針(以下「基本方  
針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につ  
き、次条第一項の基本計画の指針となるべきも  
のを定めるものとする。

一 林業における経営及び雇用の動向に関する  
事項

二 林業労働力の確保の促進に関する基本的な  
方向

三 事業主が一体的に行う雇管理の改善及び  
事業の合理化を促進するための措置並びに新  
たに林業に就業しようとする者の就業の円滑  
化のための措置に関する事項

四 その他林業労働力の確保の促進に関する重  
要事項

3 農林水産大臣及び労働大臣は、情勢の推移に  
より必要が生じたときは、基本方針を変更する  
ものとする。

4 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定

め、又はこれを変更しようとするときは、あら  
かじめ、農林水産大臣にあっては林政審議会の  
意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議  
会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

5 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定  
め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、こ  
れを公表しなければならない。

(基本計画)

第四條 都道府県知事は、基本方針に即して、当  
該都道府県における林業労働力の確保の促進に  
関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定  
めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定め  
るものとする。

一 林業における経営及び雇用の動向に関する  
事項

二 林業労働力の確保の促進に関する方針

三 事業主が一体的に行う労働環境の改善その  
他の雇管理の改善及び森林施業の機械化そ  
の他の事業の合理化を促進するための措置に  
関する事項

四 新たに林業に就業しようとする者の林業技  
術の習得その他の就業の円滑化のための措置  
に関する事項

五 その他林業労働力の確保の促進に関する事  
項

3 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれ  
を変更しようとするときは、農林水産大臣及び  
労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれ  
を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな  
ければならない。

第三章 事業主の改善措置  
(計画の認定)

第五條 事業主は、単独又は他の事業主若しく  
は第十一条第一項のセンターと共同して、労働  
環境の改善、募集方法の改善その他の雇管理  
の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合  
理化を一体的に図るために必要な措置(以下「改  
善措置」という。)についての計画を作成し、こ  
れを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する  
都道府県知事に提出して、当該計画が適当であ  
る旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しな  
ければならない。

一 改善措置の目標

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

四 改善措置を実施するために必要な資金の額  
及びその調達方法

五 第十一条第一項のセンターが第十三條第一  
項の規定により林業労働者の募集に従事しよ  
うとする場合にあっては、当該募集に係る労働  
条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつ  
た場合において、その計画が次の各号のいずれ  
にも適合するものであると認めるときは、その  
認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項  
が基本計画に照らして適切なるものであるこ  
と。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が  
同項第一号に掲げる目標を確実に達成するた  
めに適切なものであること。

(計画の変更等)

第六條 前条第一項の認定を受けた者は、当該認  
定に係る計画を変更しようとするときは、当該  
計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県  
知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた  
者が当該認定に係る計画(前項の規定による変

更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて改善措置を實施してないとい認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(林業改善資金助成法の特例)

第七条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第二項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第五条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)が認定計画に従つて改善措置を行うのに必要なものの償還期間(据置期間を含む)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の一認定事業主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。(課税の特例)

第八条 他の事業主及び第十一条第一項のセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた素材生産業者を営む者(森林組合を含む)又はその組織する団体(森林組合連合会を含む)は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(国有林野事業における配慮)

第九条 国は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

(指導及び助言)

第十条 国及び都道府県は、第五条第一項の認定を受けた者に対し、認定計画に係る改善措置の確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四章 林業労働力確保支援センター(指定等)

第十一条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十二条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。一 認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。

二 新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。

三 認定事業主に対し、認定計画に従つて新たに雇入れられる林業労働者に対する前号の資金の支給に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。

程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定めるものの貸付けを行うこと。

五 林業労働者に対する前号の林業機械の利用に関する技術の研修及び雇管理者に対する研修を行うこと。

六 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務を行うこと。

(委託募集の特例等)

第十三条 認定事業主(他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。)がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林業労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従つて当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該センターが同項の規定による届出をせずに林業労働者の募集に従事したときは、職業安定法第六十四条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

3 職業安定法第三十八条第二項の規定は第一項の規定による届出があつた場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は第一項の規定による届出をして林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条

第二項の規定は第一項の規定による業務の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行う者」とあるのは「林業労働力の確保の促進に関する法律(以下「林業労働力確保法」という。)第十三条第一項の届出をして林業労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「林業労働力確保法第十三条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替へるものとする。

第十四条 公共職業安定所は、前条第一項の規定により林業労働者の募集に従事するセンターに対して、雇管理情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(林業就業促進資金の利率、償還期間等)

第十五条 林業就業促進資金(第十二条第二号及び第三号の貸付けに係る資金をいう。以下同じ)は、無利子とする。

2 林業就業促進資金の償還期間(据置期間を含む)は、二十年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 林業就業促進資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(一時償還)

第十六条 センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、林業就業促進資金の全部又は一部

につき、一時償還を請求するものとする。  
一 林業就業促進資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。  
三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十七条 センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十八条 センターは、政令で定めるところにより、その行う第十二条第二号及び第三号に掲げる業務(以下「資金貸付業務」という。)に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百一条第一項第三号の事業を行う森林組合法令その他第二十一条第二号第三号に掲げる団体で政令で定めるところに委託することができる。

2 前項の森林組合法令その他第二十一条第二号第三号に掲げる団体で政令で定めるところは、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(業務規程)

第十九条 センターは、資金貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(次項において「業務規程」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第二十条 センターは、毎事業年度、農林水産省

令・労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十一条 センターは、資金貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告)

第二十二条 都道府県知事は、第十二条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第二十三条 都道府県知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第十二条各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十四条 都道府県知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により指定を取り消した場合に

おける資金貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(都道府県の貸付け)

第二十五条 都道府県は、センターが資金貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(政府の助成)

第二十六条 政府は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、貸付事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、貸付事業に係る資金の額が当該貸付事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(都道府県の特別会計)

第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(補助金の額)

第二十八条 政府が第二十六条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付事業の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第二十九条 都道府県は、貸付事業を廃止したと

きは、政令で定めるところにより、その廃止の際における当該貸付事業に係る資金の未貸付額及びその後において支払を受けた当該貸付事業に係る資金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第五章 雇用管理者等

(雇用管理者)

第三十条 事業主は、常時労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するように努めなければならない。

一 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

二 林業労働者の教育訓練に関する事項

三 その他林業労働者の雇用管理に関する事項

2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

(雇用に関する文書の交付)

第三十一条 事業主は、林業労働者を雇入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容その他労働省令で定める事項を明らかにした文書を交付するよう努めなければならない。

第六章 罰則

(罰則)

第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による届出をしない  
で、林業労働者の募集に従事した者  
二 第十三条第三項において準用する職業安定  
法第三十八条第二項の規定による指示に従わ  
なかった者  
三 第十三条第三項において準用する職業安定  
法第四十条又は第四十一条の規定に違反した  
者

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、十萬  
円以下の罰金に処する。  
一 第十三条第三項において準用する職業安定  
法第四十九条第一項の規定による報告をせ  
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規  
定による臨検若しくは検査若しくは第十三条  
第三項において準用する同法第四十九条第二  
項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは  
忌避した者  
二 第二十二條の規定による報告をせず、又は  
虚偽の報告をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の  
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又  
は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたと  
きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に  
対して各本条の罰金刑を科する。  
附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(職業安定法の一部改正)  
第二条 職業安定法の一部を次のように改正す  
る。

第十二条第三項中「及び看護婦等の人材確保  
の促進に関する法律(平成四年法律第八十六  
号)」を、「看護婦等の人材確保の促進に関する  
法律(平成四年法律第八十六号)及び林業労働力  
の確保の促進に関する法律(平成八年法律第  
号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)  
第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第  
八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十九の次に次の一号を  
加える。  
二十の二十 林業労働力の確保の促進に関す  
る法律(平成八年法律第 号。第十三  
条の規定に限る。)

(林業改善資金助成法の一部改正)  
第四条 林業改善資金助成法の一部を次のように  
改正する。  
第二条第三項中「必要な資金」の下に「(林業勞  
働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律  
第 号)第十五条第一項の林業就業促進資  
金を除く。)」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)  
第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第  
百五十三号)の一部を次のように改正する。  
第四条第百七号の次に次の一号を加える。  
百七の二 林業労働力の確保の促進に関する  
法律(平成八年法律第 号)の施行に関  
する事務で所掌に属するものを処理するこ  
と。

(労働省設置法の一部改正)  
第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六  
十二号)の一部を次のように改正する。  
第四条第四十三号の七の次に次の一号を加え  
る。  
四十三の八 林業労働力の確保の促進に関す  
る基本方針の策定に関すること。

第四条第五十一号中「及び阪神・淡路大震災  
を受けた地域における被災失業者の公共事業へ  
の就労促進に関する特別措置法(平成七年法律  
第二十号)」を、「阪神・淡路大震災を受けた地  
域における被災失業者の公共事業への就労促進  
に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)及  
び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成  
八年法律第 号)」に改める。  
第五条第五十三号の五の次に次の一号を加え  
る。  
五十三の六 林業労働力の確保の促進に関す  
る法律に基づいて、基本方針を策定するこ  
と。

第十条第一項中「及び育児休業等育児又は家  
族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を、「  
育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福  
祉に関する法律及び林業労働力の確保の促進に  
関する法律」に改める。

理由  
林業労働力の確保の重要性が著しく増大してい  
ることにかんがみ、林業労働力の確保の促進に関  
する基本方針等を策定し、事業主が一体的に行う  
雇用の管理の改善及び事業の合理化を促進するた  
めの措置並びに新たに林業に就業しようとする者  
の就業の円滑化のための措置を講ずるとともに、都  
道府県知事が公益法人を林業労働力確保支援セン  
ターとして指定することができることとする等の  
必要がある。これが、この法律案を提出する理由  
である。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案  
木材の安定供給の確保に関する特別措置法  
目次  
第一章 総則(第一条-第三条)  
第二章 木材安定供給確保事業に関する計画  
(第四条-第十六条)  
第三章 木材安定供給確保支援法人(第十七条  
-第二十六条)  
第四章 罰則(第二十七条-第二十九条)  
附則  
第一章 総則

(指定地域)  
第二条 都道府県知事は、森林法(昭和二十六年  
法律第二百四十九号)第六条第一項の規定によ  
り定められた森林計画区を勘案して、次に掲げ  
る要件に該当する地域を指定地域として指定す  
ることができる。  
一 その地域における森林(森林法第二条第一  
項に規定する森林をいう。以下同じ。)の林齢  
その他の森林資源の状況からみて、林業的利  
用の合理化を図るべき相当規模の森林がある  
こと。  
二 その地域における木材の生産及び流通の状  
況からみて、その地域において木材の安定的  
な取引関係の確立(これと併せて実施する乾  
燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を  
図るための施設(以下「木材生産流通改善施  
設」という。の整備を含む。)を図る事業(以下  
「木材安定供給確保事業」という。)が行われ  
ることにより、木材生産の安定が図られること  
も、木材製造業の事業規模が拡大すると認  
められること。  
2 都道府県知事は、前項の規定による指定をし  
たときは、遅滞なく、その旨を公表しなければ  
ならない。  
(指定地域の区域の変更等)  
第三条 都道府県知事は、森林資源の状況、経済  
事情等の変動により必要が生じたときは、遅滞  
なく、その指定した指定地域の区域を変更し、  
又はその指定を解除するものとする。  
2 前条第二項の規定は、前項の規定による変更  
又は解除について準用する。  
第二章 木材安定供給確保事業に関する計  
画

(事業計画)  
第四条 指定地域内に事業所を有する木材製造業  
を営む者又はその組織する団体(以下「木材製造  
業者等」という。)及び当該指定地域内の森林の  
森林所有者(森林法第二条第二項に規定する森  
林所有者をいう。以下同じ。)その他権原に基づ

第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林  
業的利用の合理化を図ることが相当と認められ  
る森林の存する地域について、木材の生産の安  
定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を  
講ずることにより、木材の安定供給を確保し、  
もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に  
資することを目的とする。

第一條 この法律は、森林資源の状況からみて林  
業的利用の合理化を図ることが相当と認められ  
る森林の存する地域について、木材の生産の安  
定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を  
講ずることにより、木材の安定供給を確保し、  
もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に  
資することを目的とする。

第一條 この法律は、森林資源の状況からみて林  
業的利用の合理化を図ることが相当と認められ  
る森林の存する地域について、木材の生産の安  
定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を  
講ずることにより、木材の安定供給を確保し、  
もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に  
資することを目的とする。

第一條 この法律は、森林資源の状況からみて林  
業的利用の合理化を図ることが相当と認められ  
る森林の存する地域について、木材の生産の安  
定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を  
講ずることにより、木材の安定供給を確保し、  
もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に  
資することを目的とする。

第一條 この法律は、森林資源の状況からみて林  
業的利用の合理化を図ることが相当と認められ  
る森林の存する地域について、木材の生産の安  
定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を  
講ずることにより、木材の安定供給を確保し、  
もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に  
資することを目的とする。

第一條 この法律は、森林資源の状況からみて林  
業的利用の合理化を図ることが相当と認められ  
る森林の存する地域について、木材の生産の安  
定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を  
講ずることにより、木材の安定供給を確保し、  
もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に  
資することを目的とする。

き森林の立木の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という)は、共同して、木材安定供給確保事業に関する計画(以下「事業計画」という)を作成し、これを当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が木材製造業者等又は森林所有者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置(以下「促進措置」という)に関する計画を含めることができる。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二 素材生産業者若しくは木材卸売業者を営む者又は木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る)を開設する者

三 前号に掲げる者の組織する団体

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 木材安定供給確保事業の目標

二 木材安定供給確保事業(促進措置を含む。以下同じ。)の内容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ 取引関係に関する事項

ロ 伐採する森林の所在場所、保安林(森林法第二十五条の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)その他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他農林水産省令で定める事項

ハ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類の及び規模

ニ 促進措置に関する計画を含める場合にあっては、当該促進措置の内容(ハ)に掲げる事項を除く。

三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 森林法第五十一条の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつていない民有林(同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第一〇一)第三十一条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ)において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為(以下「開発行為」という)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 地域森林計画の対象となつていない民有林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあっては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

五 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施業要件(森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう)及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

5 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

(計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更しようとするときは、当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という)が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という)が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(事業計画の認定の特例)

第六条 国が森林所有者として加わつて事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第四条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該事業計画について国が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもち、第四条第一項又は前条第一項の認定があつたものとみなす。

2 第四条第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が認定事業計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条第一項本文の規定は、適用しない。

(開発行為の許可の特例)

第八条 認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

(保安林における伐採の許可の特例)

第九条 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて立木を伐採する場合には、森林法第三十四条第一項の許可があつたものとみなす。

(森林施業計画の変更の特例)

第十条 森林法第十一条第五項(同法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む)第三項において同じ)又は同法第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者(同法第十一条第五項の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項の認定を受けたものを含む。以下「認定森林所有者」という)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林施業計画(その変更につき同法第十二条第三項(同法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む)において準用する同法第十八条の二第三項の規定により読み替へて適用される同法第十二条第三項において準用する同法第十八条の二第三項の規定)による認定があつたときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣。第三項において同じ)に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求

めなければならぬ。

2 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前二項とあるのは、木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第 号)第十條第一項」と読み替えて、同項(同法第十八條の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定を適用する。

3 都道府県知事は、認定森林所有者が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一條第五項又は第十八條の二第三項の認定を取り消すことができる。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十一條 森林組合は、森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)第九條第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、組合員のための事業計画の作成の事業を行うことができる。

2 森林組合は、森林組合法第九條第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四條第一項又は第五條第一項の認定を受けようとする森林所有者に、前項の規定による事業を利用させることができる。

第十二條 森林組合は、森林組合法第九條第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四條第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合の地区内にあるものに限る。)に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九條第二項第三号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)を利用させることができる。

2 森林組合連合会は、森林組合法第九條第七

項ただし書の規定にかかわらず、所屬員(同条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下この項において同じ。)のために事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四條第一項の認定を受けた森林所有者である所屬員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合連合会の地区内にあるものに限る。)に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九條第一項第五号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)を利用させることができる。

(国有林野事業における配慮)

第十三條 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一條第二項の国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

第十四條 国及び都道府県は、認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)  
第十五條 国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)  
第十六條 都道府県知事は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 木材安定供給確保支援法人

(指定)  
第十七條 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、木材安定供

給確保支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十八條 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。  
一 認定事業計画に基づく木材の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)を保証すること。  
二 木材安定供給確保事業を促進するため、木材の生産又は流通に関する情報の提供及び展示会の開催その他の木材の需要の開拓を行うこと。  
三 指定地域内において木材安定供給確保事業に関する情報の提供、相談その他の援助を行う団体の業務について、連絡調整を図り、及び助言、指導その他の援助を行うこと。  
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者その他政令で定める者による木材の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)を保証すること。

(業務の委託)

第十九條 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号及び第五号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)  
第二十條 支援法人は、第十八條第一号及び第五号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)  
第二十一條 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)  
第二十二條 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)  
第二十三條 前二條に定めるもののほか、支援法人が債務保証業務を行う場合における支援法人の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第二十四条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、支援法人に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第二十五条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第二十六条 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二十五条の規定による命令に違反する行為をした者

第二十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

木材の安定供給を確保するため、森林資源の状況からみて林業の利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化に資する事業を共同して行おうとする森林所有者、木材製造業者等に対し森林法の適用の特例措置等を講ずるとともに、木材安定供給確保支援法人の指定等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成八年四月十二日印刷

平成八年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D